

雇用調整助成金の特例措置について

別添2

雇用調整助成金とは・・・

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

公表日等	通常	特 例 措 置		3月28日 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
		2月14日	3月4日	
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業等を想定	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) (2月28日に先行公表済)	同左
生産指標要件	最近3か月間の販売量、売上高等の月平均値が前年同期比10%以上低下	最近1か月間の販売量、売上高等が前年同期比10%以上低下	同左	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
対象労働者	雇用保険被保険者 (6か月以上の被保険者期間が必要)	同左	雇用保険被保険者 (被保険者期間要件の撤廃)	被保険者期間要件の撤廃のほか、 雇用保険被保険者でない労働者も対象
助成率	2/3(中小)、1/2(大企業)	同左	同左	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届の提出	事前提出	事後提出を認める (1月24日～3月31日まで)	事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
クーリング期間	1年	同左	クーリング期間の撤廃	同左
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左	同左	同左+緊急対応期間

○ 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を引上げる**措置を別途講じる

○ 「クーリング期間」：過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間が必要。